

災害福祉支援 通信

2026年3月18日 Vol.21

全国社会福祉協議会 全国災害福祉支援センター
(災害福祉支援ネットワーク中央センター)

○本メールニュースは、都道府県災害福祉支援ネットワーク主管課・事務局、都道府県社会福祉協議会災害福祉支援部局、災害福祉支援ネットワーク中央センター企画協力員等の皆様へ①災害福祉支援に係る情報、②全国災害福祉支援センターが実施する事業等の案内等をご提供いたします。

今号のトピックス

1. 厚生労働省 令和7年度社会・援護局関係主管課長会議資料を公表

1. 厚生労働省 令和7年度社会・援護局関係主管課長会議資料を公表

昨日、3月17日、厚生労働省は、ホームページ上で令和7年度社会・援護局関係主管課長会議資料を公表いたしました。会議資料とともに説明動画も掲載されています。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71475.html

以下、災害福祉関連を引用します。(短くして引用していますので、正確を期す方は、リンク先から原文にあたってください。本文中の下線は原文から。)

1. 福祉基盤課資料から「第2 災害に備えた福祉支援体制について」

(1)災害福祉支援ネットワークの構築及び災害付派遣福祉チーム(DWAT)の組成について(29頁～)

①支援事業の積極的な活用について

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業は、令和7年度補正予算で2.0億円、令和8年度予算案において2.9億円(対前年同額)を計上しており、各都道府県におけるネットワークの強化やDWATチーム員に対する研修等にご活用いただきたい。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しする。

また、災害福祉支援ネットワーク中央センター(以下、中央センター)において、令和8年度は、平時からの支援体制の強化や災害時における福祉的支援の助言を行うアドバイザーの派遣も予定している。平時におけるアドバイザー派遣については、希望する都道府県に対して行う予定であるので、積極的な活用をご検討いただきたい(詳細は別途お知らせする)。

②災害福祉支援ネットワーク及び DWAT 活動にかかる運営要領案の作成について

令和7年度社会福祉推進事業において、災害時のネットワーク本部の立上げや派遣調整等に係る事務手続きを整理し、被災地での支援体制の構築や他の都道府県への派遣要請等の際に活用できるチェックリストも含む運営要領案の作成を行っており、令和8年度早期に成案として発出することを予定している。

③社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえた対応について

昨年12月の社会保障審議会福祉部会報告書では、地域福祉(支援)計画の記載事項に「災害福祉」を追加するとともに、計画の策定ガイドラインを改定し、都道府県地域福祉支援計画において、DWAT の整備状況、体制の増強、発災時の積極的な活用等に関する内容を記載する必要があるとされており、詳細は、今後お示しするが、各都道府県におかれては、災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりを推進いただきたい。

さらに、同報告書に基づき、DWATとして活動する者の名簿登録や研修・訓練について、地域の主体性や実情を勘案するために都道府県災害福祉支援ネットワークにも関与いただいた上で国が実施すること等について検討を進めることとしている。

④広域的な相互支援体制の構築について

今後発生が予想される大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制の構築も必要である。前述した補助金を活用して他の都道府県との意見交換や合同研修を実施いただき、とりわけ災害時に応援・受援の関係となることが想定される隣接県や同一ブロック内の都道府県間におかれては、顔の見える関係をつくるようお願いしたい。また、中央センターが実施するブロック会議や研修の場を活用した情報共有や意見交換を積極的に行っていただきたい。

⑤被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業等が実施されているが、発災時に被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を実施できるよう、各取組事業が十分な連携の下で実施されるようお願いする。

また、「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながるよう、「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について(令和7年10月15日付内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難者支援担当)、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長事務連絡)が発出されている。

なお、戸別訪問等に当たっての「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」及び「被災者台帳」に掲載された情報の活用をはじめ、保健師等、社会福祉協議会、NPO 法人等が巡回等で把握する被災者に関する情報を幅広い関係者間で円滑に共有するに当たっての留意事項等についてはおって連絡するので、その内容を踏まえ、各福祉関係者に加え、防災部局(被災者台帳)及び保健部局(被災者の健康相談対応)とも、平時から十分な意思疎通を図って関係性を構築するようお願いする。

(2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について(33 頁～)

災害時には、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、被災した社会福祉施設等に対して限られたリソースを投入し、必要な支援を行うことが重要である。

この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を踏まえると、引き続き入力 of 徹底をお願いする必要があることから、令和8年度以降も訓練を実施する予定としている。令和8年度の訓練日については、「令和8年度における災害時情報共有システム訓練計画について」(令和8年2月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)によってご案内のとおり、全ての社会福祉施設及び事業所に参加いただき、災害時情報共有システムでの入力経験を積んでいただきたく、各都道府県の日程を2日間として実施する予定としている。この機に都道府県におかれては督促機能、都道府県に加えて市町村におかれては社会福祉施設及び事業所がシステムに入力できない事態も想定した代行入力についてもお試しいただきたい。各地方公共団体が自主的に訓練を行いたい場合も、国において災害情報の設定など必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

また、災害時情報共有システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をいただくとともに、災害時情報共有システムからのメールを受信するメールアドレス等、災害時情報共有システムに登録している情報を定期的に確認いただき、必要に応じて更新を行うことで災害時情報共有システムによる迅速な状況確認につながるようにご協力をお願いしたい。

なお、令和8年度から保護施設等における被災状況の報告についても災害時情報共有システムにより運用することとしており、おって「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」を改正するとともに説明資料についてもご案内する予定であるのであらかじめご承知おき願いたい。

○児童関係施設等説明動画 URL:

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>

○障害児・者関係施設等説明動画 URL:

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyssho/fuku/>

○高齢者関係施設等説明資料

URL:https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action=kanri_staic_help=true

(3)社会福祉施設等の防災・減災対策について(34 頁～)

第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)において、推進が特に必要となる施策として、社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀当対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策)を推進していること、令和7年度補正予算において必要な予算を確保していることを述べている。また、福祉医療機構による優遇融資が引き続き実施される。

(4)社会福祉施設等の耐震化の推進について(35 頁～)

社会福祉施設等の耐震化状況は、令和7年9月公表の社会福祉施設等の耐震化状況調査結果(<https://www.mhlw.go.jp/content/001558762.pdf> 参照)によれば、令和4年3月末時点の耐震化率は、92.8%であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

上記、資料から紹介しましたが、詳しくは本文のリンクから資料をご覧ください。

お問い合わせ

全国社会福祉協議会 災害福祉支援センター【蓮子(はし)、駒井、井上】

z-saigai_shien@shakyo.or.jp